

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。今回のかわら版では、電子帳簿保存法の改正の中で多くの事業者に影響がある「電子取引」について留意点をまとめました。是非お役立てください。

電子取引に関する改正事項

◎いつから？

◆令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※令和4年度税制改正大綱に「2年間の猶予措置」が盛り込まれております。詳細内容は担当職員にお問い合わせください。

◎対象税目は？

◆所得税及び法人税

◎保存すべき電子データは？

◆紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやり取りした場合や、WEB上で行った備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります(PDFやスクリーンショットによる保存も可)

◎どのように保存する必要があるのか？

◆改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプの付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定める」でも構いません。なお、この「改ざん防止についての事務処理規程」については、国税庁HPでサンプルが公表されております。

◆「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

例えば以下の方法があります。

- ① 専用システムを導入
- ② 索引簿を作成する方法(EXCELなどの表計算ソフトで索引簿を作成し、検索する方法)
- ③ 規則的なファイル名を設定する方法(データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法(2022年1月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20220131_110000_(株)霞商店」))

※2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

参考資料

国税庁：電子取引データの保存方法をご確認ください(令和3年11月)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350